

## 規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律案
規制の名称	①有害物質一覧表の作成及び確認制度の創設(規制の新設) ②特定船舶の再資源化解体の許可等制度の創設(規制の新設) ③特定日本船舶の譲渡し等の承認制度の創設(規制の新設)
規制の区分	規制の新設
担当部局	国土交通省海事局船舶産業課
評価実施時期	平成30年3月8日
規制の目的、内容及び必要性等	<p>(1)有害物質一覧表の作成及び確認制度の創設関係 特別特定日本船舶(日本国領海、排他的経済水域等以外の水域において航行の用に供される総トン数500トン以上の日本船舶)の船舶所有者に対して、当該船舶に含まれる有害物質の使用場所、使用量等を記した有害物質一覧表の作成及び国土交通大臣の確認を受けることを義務付ける。</p> <p>(2)特定船舶の再資源化解体の許可等制度の創設関係 ① 特定船舶(総トン数500トン以上の船舶)の再資源化解体を日本国内で行おうとする者に対し、施設ごとに、主務大臣(国土交通大臣、厚生労働大臣及び環境大臣)の許可(5年ごとの更新制)取得を義務付ける。 ② 再資源化解体業者が再資源化解体の目的で特定船舶の譲受け等を行おうとするときは、再資源化解体業者に対し、再資源化解体計画の作成及び主務大臣(国土交通大臣、厚生労働大臣及び環境大臣)の承認を受けることを義務付ける。 ③ 再資源化解体業者が特定船舶の再資源化解体を行うに当たっては、主務大臣の承認を受けた再資源化解体の計画に基づいて、適正に行わなければならないこととする。</p> <p>(3)特定日本船舶の譲渡し等の承認制度の創設関係 ① 特定日本船舶(総トン数500トン以上の日本船舶)の船舶所有者は、再資源化解体のための譲渡し等をしようとするときは、あらかじめ、相手方となる者とする者に対し、有害物質等情報(有害物質一覧表に記載の有害物質に加えて、運航による生ずる廃油などの廃棄物、冷蔵庫などの船用品に関する有害物質に係る情報)を提供しなければならないこととする。 ② 船舶所有者が再資源化解体の目的で特定日本船舶の譲渡し等を行おうとするときは、当該船舶所有者に対して国土交通大臣の承認を受けることを義務付ける。</p>
直接的な費用の把握	
(遵守費用)	<p>(1)有害物質一覧表の作成及び確認制度の創設関係 ・有害物質一覧表の作成に要する費用</p> <p>(2)特定船舶の再資源化解体の許可等制度の創設関係 ・特定船舶の再資源化解体の許可の申請に要する費用 ・再資源化解体計画の作成に要する費用</p> <p>(3)特定日本船舶の譲渡し等の承認制度の創設関係 ・特定日本船舶の譲渡し等の承認の申請に要する費用</p>

(行政費用)	<p>(1)有害物質一覧表の作成及び確認制度の創設関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害物質一覧表の内容が船舶の状態と一致することの確認に要する費用</li> <li>・有害物質一覧表の内容が船舶の状態と一致しなくなった場合の措置命令の実施に要する費用</li> <li>・船舶所有者の事務所への立ち入り検査等に要する費用</li> </ul> <p>(2)特定船舶の再資源化解体の許可等制度の創設関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再資源化解体施設、再資源化解体を行う体制、申請者の能力が船舶の再資源化解体を適正に、かつ、継続して行うに足るものであるかの審査に要する費用</li> <li>・再資源化解体業者の事務所、事業場等への立ち入り検査等に要する費用</li> <li>・再資源化解体計画の承認に要する費用</li> </ul> <p>(3)特定日本船舶の譲渡し等の承認制度の創設関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定日本船舶の譲渡し等が基準に適合するかの審査に要する費用</li> <li>・特定日本船舶の譲渡し等が基準に適合しなくなった場合の措置命令の実施に要する費用</li> <li>・船舶所有者の事務所への立ち入り検査等に要する費用</li> </ul>
直接的な効果(便益)の把握	<p>(1)有害物質一覧表の作成及び確認制度の創設関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条約締約国の港から退去させられることなく、特別特定日本船舶の自由な航行が確保される。</li> <li>・下記の(2)、(3)の制度を通じ、不適切な方法での特別特定日本船舶の再資源化解体を防止することができる。</li> </ul> <p>(2)特定船舶の再資源化解体の許可制度の創設関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本の再資源化解体施設は、引き続き締約国の船舶を解体できる。</li> <li>・事業者の体制、能力が不十分な我が国の再資源化解体施設における特定船舶の再資源化解体を防止することができる。</li> <li>・我が国の再資源化解体施設において、不適切な方法での再資源化解体を防止することができる。</li> </ul> <p>(3)特定日本船舶の譲渡し等の承認制度の創設関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・締約国の再資源化解体施設で特定日本船舶の解体ができる。</li> <li>・不適切な再資源化解体施設における特定日本船舶の再資源化解体を防止することができる。</li> <li>・不適切な方法での特定日本船舶の再資源化解体を防止することができる。</li> </ul>
副次的な影響と波及的な費用の把握	<p>外国では死傷を伴うような事故により、再資源化解体施設の操業が停止し解体市場が混乱するような事態が起きており、有害物質一覧表の活用などにより船舶の再資源化解体に従事する者の安全を確保することで、老朽船が円滑に退場し、新造船の供給も改善するものと考えられる。</p>
費用と効果(便益)の関係	<p>(1)有害物質一覧表の作成及び確認制度の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害物質一覧表の作成に要する費用等の遵守費用及び有害物質一覧表の内容が船舶の状態と一致することの確認に要する費用等の行政費用が見込まれる。</li> <li>・一方で、条約締約国の港から退去させられることなく、特別特定日本船舶の自由な航行が確保されるなどの大きな効果が期待できる。</li> <li>・効果が費用を上回ると考えられることから、当該規制案を導入することが適当である。</li> </ul> <p>(2)特定船舶の再資源化解体の許可等制度の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定船舶の再資源化解体の許可の申請に要する費用等の遵守費用及び再資源化解体施設、再資源化解体を行う体制、申請者の能力が船舶の再資源化解体を適正に、かつ、継続して行うに足るものであるかの審査に要する費用等の行政費用が見込まれる。</li> <li>・さらに、再資源化解体計画の作成に要する遵守費用及び同計画の審査に要する行政費用が見込まれる。</li> <li>・一方で、日本の再資源化解体施設は、引き続き締約国の船舶を解体できるなどの大きな効果が期待できる。</li> <li>・効果が費用を上回ると考えられることから、当該規制案を導入することが適当である。</li> </ul> <p>(3)特定日本船舶の譲渡し等の承認制度の創設関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定日本船舶の譲渡し等の承認の申請に要する費用等の遵守費用及び特定日本船舶の譲渡し等が基準に適合するかの審査に要する費用等の行政費用が見込まれる。</li> <li>・一方で、引き続き締約国の再資源化解体施設で特定日本船舶の解体ができるなどの大きな効果が期待できる。</li> <li>・効果が費用を上回ると考えられることから、当該規制案を導入することが適当である。</li> </ul>
代替案との比較	<p>シップ・リサイクル条約の締結のために必要な規制であるため、その内容と異なる独自の規制は代替案として想定されない。</p>
その他関連事項	<p>本法律案は、シップ・リサイクル条約関連法であり、国際海事機関(IMO)における条約作成段階時には、数年にわたり関係業界団体を含む我が国全体の意見を踏まえて対応してきた。</p> <p>また、条約採択後も早期締結に向けて、平成25年以降、外部有識者や日本造船工業会、船舶解撤企業協議会などの関係者と連携して条約締結の準備及び国内法制化のための検討会を計4回開催するなど、有識者・関係者の意見も十分踏まえた上で本法律案の検討を実施している。</p>

事後評価の実施時期等	船舶の再資源化解体の適正な実施については、我が国も参加する国際会議の場で主に議論し、これに対応して我が国においても必要に応じ評価又は検証を行っていく。
備考	